



社 労 連 第 7 4 号
平成 2 5 年 2 月 2 7 日

厚生労働大臣
田 村 憲 久 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金 田 修



**社会保険労務士法第 2 5 条の 3 8 に規定する厚生労働大臣への意見の申し出に
ついて**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、社会保険労務士法第 2 5 条の 3 8 「連合会は、厚生労働大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。」との規定に基づき、別添「社会保険労務士法第 2 5 条の 3 8 に規定する厚生労働大臣への意見書」のとおり、意見を申し出るものです。

貴職におかれましては国務ご多端の折、誠に恐縮ではございますが、ご高覧の上、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

社会保険労務士法第 25 条の 38 に規定する厚生労働大臣への意見書

No.	関係法令	業務を行う上で改善が必要と考える問題点	問題点を改善するために考えられる解決策
1	雇用保険法附則第 4 条、雇用保険法施行規則附則第 18 条	<p>【特定理由離職者に関する特定受給資格者のみなし規定について】</p> <p>特定理由離職者（正当な理由のある自己都合離職者）に対する給付日数の暫定措置につき、特定受給資格者とみなす対象として雇用保険法第 13 条第 2 項の離職の日以前 1 年間に被保険者期間 6 箇月の者に限定し、原則の離職の日以前 2 年間に被保険者期間 12 箇月の者を除外することは著しい不平等が発生いたします。</p> <p>例えば、45 歳で算定基礎期間 15 年を有する者で受給資格に係る算定対象期間が離職の日以前 2 年間に被保険者期間 12 箇月以上あれば給付日数 120 日、離職の日以前 1 年間に被保険者期間 6 箇月であれば 270 日となる。受給資格に係る算定対象期間の短い者が暫定措置により、本来受給資格を満たしている者より優遇されてしまうことは納得できるものではないと考えます。</p> <p>暫定措置期間が平成 26 年 3 月 31 日まで延長と改正されようとしているのであれば上記の問題に対し速やかに改善をお願いしたいと思います。</p>	<p>問題となった原因は、特定理由離職者の概念を設けた際、それまでの取り扱いをそのまま移行させたことにあると考えます。</p> <p>特定理由離職者（正当な理由のある自己都合離職者）に対する給付日数の優遇についていかにあるべきかの判断はできません。ただ受給資格の要件のみで不平等が発生することのないよう改善していただきたいと思います。</p> <p>解決策案としては、以下の 2 点が考えられます。</p> <p>a. 特定理由離職者は算定対象期間、離職の日以前 1 年間に被保険者期間 6 箇月を満たせば、特定受給資格者とみなす。</p> <p>b. 特定理由離職者は算定対象期間に関わらず、給付制限の対象としない。また給付日数は通常（第 22 条第 1 項）の給付日数とする。</p>
2	労働保険徴収法第 7 条第 5 号	<p>【有期一括適用の事業の拡大について】</p> <p>労働保険徴収法施行規則第 6 条第 2 項第 4 号に基づき、厚生労働大臣が指定する全国を一括の対象とする事業は、</p>	<p>東日本大震災に対する復旧復興の観点からすれば、全国のエ元請業者から協力いただく必要があり、要望の内容については、厚生労働大臣告示で対応できることから、至急</p>

		<p>機械装置の組立て又は据付の事業（事業の種類番号 36）のみであり、その他の事業は隣接都道府県及び厚生労働大臣が指定する例外のみが一括の対象範囲となっています。例えば新潟県の場合、厚生労働大臣が例外として指定する一括適用の対象区域は東京都のみです。このため、埼玉県・千葉県・神奈川県等首都圏エリアでの受注工事は、36 事業以外は一括適用の対象とならず、工事開始ごとに管轄の監督署において保険関係を成立させなければなりません。しかも、概算確定申告書は都道府県ごとに異なり、該当労働局から取り寄せなければなりません。この煩わしさが、労働保険の適用の申告漏れの原因となると思います。</p>	<p>36 事業以外の建設業についても全国エリアとすべきと考えます。</p>
3	<p>厚生年金保険法第 44 条第 1 項</p>	<p>【配偶者の加給年金の支給停止時期について】 最近の年金相談において 240 月以上の被保険者期間がある女性が 60 歳時の特別支給の老齢厚生年金の請求をし、報酬比例部分の年金額が年額 30 万円以下で、夫の加給年金額 394,500 円が支給停止されたため家計の収入が 10 万円以上減少した、という苦情がありました。また、最近これに類似した事例の相談が増えております。</p> <p>一般的に、女性の厚生年金加入が 240 月以上となるケースが多くなり、定額部分の支給開始年齢が引き上げられているので、今後益々このような事例が多くなると思われ、配偶者加給年金制度設定の趣旨に沿わないものとなっています。</p>	<p>厚生年金保険法第 44 条第 1 項に規定する配偶者の加給年金の支給停止時期を特例支給開始年齢時に改めるような法改正を要望します。</p>

4	厚生年金保険法第 36 条、第 37 条、国民年金法第 18 条、第 19 条	<p>【年金の支給期間及び支払期月について】</p> <p>年金の支給は、支給事由が生じた月の翌月から始まり、権利が消滅した月で終わります。しかも、支払月が 2、4、6、8、10、12 月で前月分までの 2 箇月分を支払う後払い方式であるため、受給権者が亡くなった場合、ほぼ必然的に未支給年金が生じます。しかし、この未支給年金はなかなか厄介な仕組みである上に、その処理の仕方が共済組合又は労災保険の未支給年金の処理の仕方との整合性を欠くために、法的な安定性を欠いていると言わざるを得ない状態になっています。</p>	<p>できる限り未支給年金が生じないような法律改正を行います。すなわち、年金の支給を支給事由が生じた月から開始し、受給資格が消滅した月の前月までと 1 箇月ずつ前にずらすのです。そして、実際の支給もその月に支払うべき年金は当月の初日に、遅くとも 15 日までに支払うようにすれば、未支給年金が生じる場合は、ほとんど無くなります。今日、年金支給のほとんどは、銀行振込等に依っているはずで、当月支払は、技術的に十分に可能なはずで、</p> <p>上記のような改正ができない場合には、少なくとも、同じ未支給年金の仕組みなのに、共済組合等とは異なる規定の仕方をしている国民年金及び厚生年金を共済組合等と同等になるように法律改正を行うべきです。</p>
5	厚生年金保険法第 44 条の 3、国民年金法第 28 条	<p>【年金請求に関する通知について】</p> <p>老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに 70 歳までの繰下げが認められていて、フルに（60 ヶ月／5 年）繰下げると 42% 増額された年金を一生涯受給できることとなります（5 年を超えて請求しないでいても増額率は 42% のまま）。問題は、請求した月の翌月分から支給開始されるため、例えば、請求するのを 1 年間忘れていて 71 歳で請求した場合、70 歳から 71 歳までの 1 年間分の老齢年金は支給されず（受給辞退したとみなされ）、しかも増額率は 42% のままということです。</p> <p>以前、国民年金の任意加入被保険者が、480 箇月で保険料の納付停止がかからず、480 箇月を超えて保険料を納付</p>	<p>70 歳到達の直前に、本人に通知する制度に変えるべきと考えます。</p>

		しても老齢基礎年金の額に反映されず問題になりましたが、これと似た問題かと思えます。	
6	厚生年金保険法、国民年金法附則第9条の2	<p>【年金請求に関する通知について】</p> <p>60歳で厚生年金の加入期間1年未満のため特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生せず、その者が老齢基礎年金の繰上げ請求を行うと65歳で「年金請求のお知らせ」が来ないため、65歳になったとき、忘れずに、様式233号で自ら老齢厚生年金の請求を行わないと、受給権があるのに老齢厚生年金を受給できないことになっています。</p>	65歳になったら、左記のような者にも「老齢厚生年金請求のお知らせ」を送付していただきたいと思えます。
7	厚生年金保険法第37条、国民年金法第19条、第52条の2及び3	<p>【生計同一関係にある遺族がない場合の未支給年金等の支給について】</p> <p>未支給年金及び死亡一時金は生計同一の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に出ることになっていますが、単身世帯が増える中で、生計同一関係にある遺族がない事例が増えています。</p> <p>そのため、未支給年金や死亡一時金が発生しても、誰も受け取れない事例が増え、年金受給者が死亡した際に遺族に対し、死亡後に振り込んでしまった年金の返還請求がなされる事態が起こっています。</p> <p>もし、別居で生計同一であったとしても、その証明を第三者に証明してもらうのは、今のご時世では容易ではありません。</p> <p>遺族に負担を強いるこの状況は改善する必要があります。</p>	<p>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法の3種の共済年金には、生計同一の遺族がいなければ、相続人に支給するという規定があります。</p> <p>厚生年金と共済年金の一元化が検討されていますが、一元化の際に、国民年金も含め、共済年金に合わせ、生計同一の遺族がいなければ、相続人に支給する規定に改めるべきです。</p>